宝塚市パークマネジメント計画等策定業務委託公募仕様書

本仕様書は、「宝塚市パークマネジメント計画等策定業務委託(以下「本業務」という。)」に関する 基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

宝塚市パークマネジメント計画等策定業務委託

2 業務目的

市内の公園・緑地は、整備してから長期間経過した公園等が多く、これまでは地元の公園アドプト団体との協働などにより、維持管理に努めてきた。しかし、公園等を取り巻く社会環境が変化し、公園等に対する市民ニーズも高度化・多様化してきており、単に維持管理するだけではなく、公園を交流の場、にぎわいの場としてとらえ、より積極的に活用していく必要がある。また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行などを踏まえ、本市においても子ども達や子育て世代、高齢者などが安心して利用できる公園等の再整備が求められている。

こうしたことから、子育て世代などのニーズに即した公園等の再整備、幅広い民間活力の導入や民間のアイデアによる公園等のにぎわいづくりや運営、また、市民協働による公園等の積極的な利活用や維持管理などについて必要な体制づくりや仕組みの基本方針を策定し、その基本方針に基づき、市内の公園区(小学校区単位)に広く展開することやシビックゾーン民間活力導入を進めるための具体的な計画を策定するものである。

また、本計画の策定の中で、都市計画公園・緑地の見直しや街路樹管理計画についても併せて検討、策定を行うものとする。

3 業務期間

契約日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

- 4 対象施設(令和5年3月末時点)
 - ・都市公園等(住区基幹公園327箇所、都市基幹公園1箇所、緩衝緑地等7箇所)
 - ・子ども遊園30箇所
 - 市道の街路樹、市民花壇等
 - ・民間等の協力や連携が得られる緑やオープンスペース(公開空地、学校等、その他民有地)

5 計画の位置づけ

令和4年4月に改定した「宝塚市みどりの基本計画」において、「「市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理 ①都市計画公園・緑地の見直し、②小規模公園の再編・再整備の検討、③公園・緑地の多様な主体による管理運営方針の検討」、「街路樹の適正な管理」、「みどりに関わる人を増やす取組」を重点施策として位置づけており、本計画はこれに基づき策定する。

6 本計画策定にあたる留意事項

本計画策定にあたり、下記に記載する計画との整合を図ること。

- ·第6次宝塚市総合計画
- ・宝塚市都市計画マスタープラン
- ・宝塚市みどりの基本計画
- ・宝塚市次世代育成支援行動計画「たからっ子「育み」プラン」

- ・エイジフレンドリーシティ宝塚行動指針
- ・宝塚市協働の指針
- 協働のマニュアル
- ·第3次宝塚市環境基本計画
- ・生物多様性たからづか戦略

7 業務内容

- (1) 現状把握、ニーズ把握等(令和5年度)
 - ①市内の公園等に対する市民意向の把握
 - ・特に子ども、子育て世代、及び高齢者のニーズ把握を行うこと。
 - ②公園等の現状把握と課題整理
 - ③公園等の充足状況の分析
 - ・ 量的充足状況の分析(公園区ごとに不足している公園種別の公園があるか等)
 - 質的充足状況の分析(公園区ごとに機能が重複していたり不足していたりする公園があるか等)
- (2) 公園等の整備・管理運営方針等の検討(令和6年度)
 - ①公園等の整備、再編・再配置の方針検討
 - ・公園の機能分担による適正化
 - ・ユニバーサル社会の実現に向けたインクルーシブ公園・遊具導入やバリアフリーへの配慮の検討
 - ・桜の園の魅力向上に資する基本方針の検討(基本方針に沿った図面作成を含む)(※)
 - ※市民ボランティア団体「櫻守の会」及び市と協議を行い方針決定すること
 - ②街路樹の現況調査
 - ・既存の資料を基にした事前調査
 - ・現況の調査、分析
 - ③公園等の管理運営方針検討
 - ・既存のアドプト制度を含めた適切な協働手法等の検討
- (3) 取組方針の具体的な検討(令和6年度)
 - ①公園区計画(案)の作成
 - ・まちづくり協議会(小学校区)を公園区とする。(市内20公園区)
 - ・まちづくり協議会ごとの公園区計画・街路樹管理計画策定(ワークショップ等)にあたり受託者も参加すること(合計20回、1回当たり30人程度、3時間/回を想定)
 - ・みどりの基本計画40ページに記載のみどりの拠点(都市公園(近隣公園以上))における公園利活用推進の検討
 - ②公園区モデル事業の検討
 - ・20公園区のうち、1公園区については、モデル事業として位置付け、ワークショップ等を開催し (受託者も参加すること)、詳細な公園区計画(案)を作成する。(1公園区あたり、5回程度を 想定、3時間/回を想定)
 - ③シビックゾーン魅力向上に向けたPark-PFI等民間活力導入手法の検討
 - ・施設整備及び管理運営に係わる民間事業者サウンディング等事業連携可能性調査
 - ・収益事業に係る想定利用者の各種諸元検討
 - ・官民連携による管理運営に係わる収益予測などの検討
 - ・官民連携事業の手法、スキームの検討(リスク分担の検討含む)
 - ・官民連携事業のロードマップ及び事業方針の検討
 - 導入手法案作成
 - その他官民連携事業の推進に必要な検討事項
 - ③の提案については、宝塚市ホームページに掲載の、令和4年度実施の「市庁舎エリア(シビック ゾーン)の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査の実施について」を参考とすること。
 - ④街路樹管理計画(街路樹評価及び管理方針案、シンボル路線の設定、(仮称)街路樹更新マニュア

- ル、管理台帳等作成)の検討
- ・維持管理費の分析(ア 維持管理費用の将来予測、イ 樹木の更新(再整備)を行う維持要管理 費の将来予測、ウ 総費用の比較検討など)
- ・維持管理技術基準の検討
- 更新、再整備計画
- 最適な維持管理手法の検討
- ⑤都市計画公園見直しガイドライン(案)の作成
- ⑥開発提供公園のあり方や公園開発協力金制度等の検討
- ・他市町にて導入している実績やスキームなどの情報収集含む
- (7)公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討

(5) 取組方針の具体化(令和7年度)

- ①市民ワークショップ等による公園区モデル事業実践
- (仮称)公園利活用協議会などのエリアプラットホーム設置
- ・モデル事業の実践(1公園区あたり5回程度、3時間/回のワークショップ等の開催を想定しており受託者も参加すること。)
- ②パークマネジメント計画の成案化
- ・パブリック・コメントの実施支援等(計画概要版の作成及びパブリック・コメントにあたる資料 印刷 100部含む)
- ③計画の進行管理手法の検討(実施計画(アクションプラン)として計画を推進するため、適宜、 進捗状況の把握や評価を行う)
- ④ 街路樹管理計画の成案化
- ・パブリック・コメントの実施支援等(計画概要版の作成及びパブリック・コメントにあたる資料 印刷 100部含む)
- ⑤公園協力金制度の創設支援
- 条例案作成支援等

(6) その他

- ①審議会の運営支援(8回程度)
- ・審議会開催にあたる資料のとりまとめ及び審議会に参加し議事録の作成及び、審議会で意見のあった意見の事務局応対の整理
- ②部会の開催支援
- ・審議会の下部組織として部会を設け、テーマごとに計画の審議を行う。部会の資料作成及び議事録 の作成(10回程度開催予定)
- ③打合せ協議(20回程度)
 - ・初回、中間、最終は対面形式とする。その他打合せはZoomによるweb会議を原則とし、審議会開催前の打合せは、審議会委員長・市・受託者の3者での協議を行うものとする。

8 委託金額上限額

30,825,000円(消費税及び地方消費税を含む)

9 成果品等

- ア 業務報告書 3部 (A4版)
- イ 「宝塚市パークマネジメント計画」及び「街路樹管理計画」の市民向けパンフレット(概要版) A4 版製本各500部
- ウ 上記及び上記策定のために収集した資料の電子データ 1式 (CD-ROM 3枚)

- ※電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。
- エ 「宝塚市パークマネジメント計画」及び「街路樹管理計画」の本編 A4版製本各100部

10 一括再委託の制限等

本市が令和4年11月に制定した「再委託に関するガイドライン」を遵守すること。

11 資料の貸与

宝塚市は、業務の遂行上必要な資料で、宝塚市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

12 その他

- (1) 本業務は、宝塚市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和4年条例第34号)及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、宝塚市及び受託者が協議の上、 定めるものとする。

以上